

○土地改良区定款例（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農林省農地局長通知）
<p style="text-align: center;"><b>何土地改良区定款</b> （事業）</p> <p><b>第4条</b> この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>【備考】</p> <p>① （略）</p> <p>② 地区の区域内に災害又は突発事故被害を受ける頻度の高い地域があり、かつ、その地域において法第49条の規定により応急工事を行う必要があることが想定される場合には、その事業名及び地域（又は箇所）を具体的に表示することは差し支えない。また、「交換分合事業」については、その事業の性質上、交換分合の対象となる権利及び当該権利の目的である物件の所在する地域を具体的に表示しておくことは困難であるため、特にこの事業についてのみ「交換分合を行う」旨を記載すればよい。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>何土地改良区定款</b> （事業）</p> <p><b>第4条</b> この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>【備考】</p> <p>① （略）</p> <p>② 地区の区域内に災害を受ける頻度の高い地域があり、かつ、その地域において法第49条の規定により応急工事を行う必要があることが想定される場合には、その事業名及び地域（又は箇所）を具体的に表示することは差し支えない。また、「交換分合事業」については、その事業の性質上、交換分合の対象となる権利及び当該権利の目的である物件の所在する地域を具体的に表示しておくことは困難であるため、特にこの事業についてのみ「交換分合を行う」旨を記載すればよい。</p> <p>2～6 （略）</p>